

「輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表」の一部改正案に対する意見募集の結果について（シップ・リサイクル法の施行に伴う対応）

令和7年2月14日  
経済産業省  
貿易経済安全保障局  
貿易管理課

令和6年12月3日付けで「輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表」の一部改正案に対する意見募集を行いました。

この結果、寄せられた御意見はございませんでした。

今後とも経済産業行政に御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### 1. 意見公募の実施方法

- (1) 募集期間：令和6年12月3日（火）～令和7年1月9日（木）
- (2) 告知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- (3) 意見提出方法：電子政府の総合窓口「e-Gov」の意見提出フォーム、電子メール及び郵送

#### 2. 意見募集の結果

0件